

大崎市民病院登録医制度運営要綱

平成 25 年 5 月 8 日施行

大崎市民病院登録医制度運営要綱

(目的)

第1条 大崎市民病院（以下、「病院」という。）は、地域の医療機関の先生方と連携を深め、地域で医療を完結する為、かかりつけ医を地域における第一線の医療機関として位置付け、かかりつけ医を支援するとともに、他の医療機関との適切な機能分担と連携を深めていくことにより地域医療の充実を図り、日常生活圏において住民に必要な良質且つ適切な医療を提供し、地域医療の発展を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 大崎市民病院の登録医になるには、「登録医申請書」により大崎市民病院院長（以下、「院長」という。）に登録申請するものとする。

2 本制度により登録医となる医師は大崎市民病院登録医会（「登録医会」と称する。）の一員となるものとする。

3 院長の承認を得た大崎市民病院登録医（以下、「登録医」という。）には「登録医認定証」及び「登録医証」を発行し、院内に掲示を行うものとする。

4 登録内容に変更が生じた場合、及び登録医を辞退する場合は、文書にて申請するものとする。

(登録の期間)

第3条 登録医の登録有効期間は認定日の属する年度の3月31日迄とし、辞退の申し出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録医の遵守事項)

第4条 登録医は院内において活動する際は、院内の諸規程及び下記事項を遵守しなければならない。

(1) 共同利用施設・設備を利用する際は、予め院内担当医師及び地域医療連携室と事前調整を行うものとする。

(2) 身分証明として、登録医証を着用するものとする。

2 登録医は院外において登録医として活動する際も原則として、前項の規程に従うものとする。

(登録医の活動範囲)

第5条 登録医は院内担当医師と共同診療を行うことができる他、院内の研修会及び、共同利用施設・設備を利用することができる。

2 登録医が参加できる院内の研修会、及び共同利用施設・設備は別に定める。

(利用時間)

第6条 施設等の共同利用することができる時間は、次に掲げる日を除いた日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、院長が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

（事故の対応）

第 7 条 共同利用時に生じた事故等については、病院の諸規定に基づき対応する。

（補足）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は院長と登録医が協議のうえ定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 5 月 8 日から施行する。